

告示第237号

次の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において公開する。

令和8年8月21日

尾道市長 平谷 祐宏



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集262050001	尾道市原田町 梶山田字靱田	20422	109 - 46	山林	0.42	R8.9.1から R13.8.31まで	他1筆
集262050002	尾道市原田町 梶山田字宗北迫	20868	111 - 7	山林	0.14	R8.9.1から R13.8.31まで	
集262050003	尾道市原田町 梶山田字宗北迫	20887	111 - 1	山林	0.23	R8.9.1から R13.8.31まで	
合計					0.79		

2 公開場所

尾道市産業部農林水産課窓口

尾道市ホームページ (URL <https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>)

3 本公告により、尾道市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上